

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

備前市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県備前市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	介護保険に関する事務	
②事務の概要	市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.介護保険資格に関する事務 2.介護保険料の賦課に関する事務 3.介護保険料の収納に関する事務 4.介護保険の認定に関する事務 5.介護保険の給付に関する事務	
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
介護保険情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 100項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	1.情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2項、3項、7項、11項、15項、42項、56項、65項、69項、80項、83項、86項、87項、108項、115項、125項、128項、132項、144項、161項 2.情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第131項、132項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉部 介護福祉課	
②所属長の役職名	介護福祉課長	
6. 他の評価実施機関		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	備前市役所 総務部 総務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126 電話(0869)64-3301
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	備前市役所 保健福祉部 介護福祉課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126 電話(0869)64-1828
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部 総務課	総務部 総務課	事後	機構改革
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	全面追記	事後	
令和3年4月1日	5.評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 今脇典子	②所属長 課長 竹林伊久磨	事前	人事異動による変更
令和3年8月12日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1.情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、6項、26項、30項、33項、39項、42項、56の2項、58項、61項、62項、80項、87項、90項、94項、95項、117項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、3条、6条、19条、25条、30条、32条、33条、43条、44条、47条 2.情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二	1.情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、46項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、83項、87項、90項、94項、95項、97項、106項、108項、109項、117項、120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、10条、12条の3、15条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、26条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、46条、47条、49条、53条、55条、55条の2、59条の2の3、59条の3、60条 2.情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二	事前	法改正
令和4年7月14日	5.評価実施機関における担当部署	②所属長 介護福祉課長 竹林伊久磨	②所属長 介護福祉課長	事前	
令和4年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和3年3月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月8日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和4年6月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年8月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	番号法第9条第1項 別表 100項	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	1.情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、6項、8項、11項、17項、22項、26項、30項、33項、39項、42項、43項、46項、56の2項、58項、61項、62項、80項、81項、83項、87項、90項、94項、95項、97項、106項、108項、109項、117項、120項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、10条、12条の3、15条、19条、22条の2、24条の2、25条、25条の2、26条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、46条、47条、49条、53条、55条、55条の2、59条の2の3、59条の3、60条 2.情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号 別表第二 第93項、94項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、47条	1.情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2項、3項、7項、11項、15項、42項、56項、65項、69項、80項、83項、86項、87項、108項、115項、125項、128項、132項、144項、161項 2.情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第131項、132項	事後	法改正
令和6年8月30日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和5年6月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年12月23日	新様式への移行			事前	評価指針の一部改正
令和7年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正